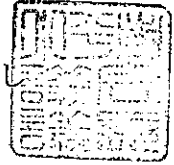




平議発第71号  
令和5年9月29日

小平市長 小林 洋子 殿

小平市議会議長 松岡 あつし



文書質問書の送付について

このことについて、小平市議会基本条例第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり文書質問書が提出されましたので送付いたします。

なお、回答につきましては、令和5年10月16日までをお願いいたします。

令和5年9月29日

小平市議会議長 松岡あつし 殿

会派名 政和会  
会派代表者 比留間洋一  
質問者名 比留間洋一

## 文書質問書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定により、次のとおり文書による質問をいたします。

### 1 質問項目

株式会社コスモズの補助金過大受給問題について

### 2 質問の理由及び趣旨

令和5年1月16日、市内で私立保育園を運営する株式会社コスモズにおける園舎建築補助金の過大受給が発覚し、同月25日にはメディアでも大々的に報道されました。大切な市民の税金からの補助金を過大に受給していたということは重大な問題であり、小平市のほかにも、杉並区、武蔵野市、三鷹市、小金井市からも過大受給がされていたとされており、小平市だけにとどまらない大きな問題となっています。令和5年9月5日付けで小平市が株式会社コスモズへ過大受給の返還命令を行い、9月22日に返還命令額全額が入金されたが、返還金額算定の妥当性と、今後二度と同様のことが起きないようにするために今回の事案発生の経緯や原因、また小平市としての再発防止策等を確認する必要があると考え、以下質問いたします。

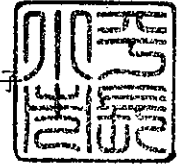
1. 現時点で、小平市が事実と認定していることと、事実として認定できていない疑義があることはそれぞれ何か、具体的にお示しください。
2. 他市に先駆けて令和5年9月5日の返還命令に至ったきっかけと根拠をお示しください。
3. 同様の被害を受けた他市と連携して取り組むことが必要と考えるが、今までの連携の状況をお示しください。
4. 他自治体との連携について他市と事情（対応）が異なるとお考えならば、それはどのような点か。
5. 今回の事案は過大受給なのか、不正受給なのか、小平市としての捉えをお示しください。
6. 令和5年9月5日に行った返還命令の過大受給金額の基礎とした根拠資料は具体的にどのようなもので、市としては今回の返還金額が間違いのないものと考えているか。
7. 当該企業から提出された社外調査委員会調査報告書と、会社としての報告書は十分なものと認識か。また、十分でないのであれば具体的にどの点が不十分であるのか、市の見解をお示しください。
8. 当該企業から示された再発防止策は十分なものと考えているか、また今後小平市としてどのように再発防止を図っていくのかをお示しください。
9. 一部報道によると、補助金の弾力的運用によって、株式会社コスモズの創業者への退職慰労金に約3億円が支給される見込みとの報道もあるが、この点についての市の見解をお示しください。
10. 補助金の弾力的運用の事前協議は済んでいるか。済んでいる場合、いつ協議を行い、どのような内容だったのか。
11. 補助金の弾力的運用について、市は東京都にどのような書類を提出しているのか。また、市が東京都に提出する書式には要件を満たしているかチェックする欄があるとのことだが、小平市は要件を満たしていると回答しているのか。また、現在の認識はどうか。



平子保収第163号  
令和5年10月10日

小平市議会議長 松岡 あつし 殿

小平市長 小林 洋子



回答書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定による比留間洋一議員の文書質問について、次のとおり回答いたします。

- 1 事実認定は株式会社コスモズ（以下「会社」という。）の社内調査または第三者による調査でなされるものであり、捜査機関ではない市が行えるものではございません。その上で、これまで議員の皆様への情報提供でお示ししているとおり、会社が、建設業者が作成した見積書中の外構工事、並びに開発工事等を他の項目に振り替えて補助金対象外金額を不明にさせ、私立保育園園舎建築補助金を過大受給したことが、会社からの一連の報告で明らかになりました。

一方、日本弁護士連合会の第三者委員会ガイドラインに基づく社外調査（以下「社外調査」という。）では、過大受給の原因は、補助対象を確認しなかった会社の過失または懈怠とされており、この点につきまして、市は補助金の申請を受ける際に補助対象を明示し、会社との間で確認していることから、疑問が残るものの、過失または懈怠以上の事実は認定されておりません。

- 2 本年7月18日に議員の皆様へ情報提供したとおり、その後、弁護士への相談、補助対象外経費の考え方についての国への照会、東京都や他自治体との情報交換を行い、本年6月2日に会社から提出された「令和3年7月6日付（仮称）こだすずコスモ保育園新築工事に係る「御見積書」」（以下「新築工事見積書」という。）を市として精査した結果、違約加算金を加えた返還額が確定したことから、9月5日付で返還命令を行いました。

同様の事案を抱える自治体と東京都の会議（東京都関係区市オンライン情報交換会）が本年8月29日に開催され、返還に向けた方向性を確認したことや、本市の返還命令翌日には2自治体が返還命令を行ったことから、本市が他自治体に先駆けて行ったものではございません。

なお、このうち1自治体からは、あらかじめ、返還命令の前週に、翌週には命令を行う旨の連絡をいただいております。

- 3 本年4月24日に、三鷹市、武蔵野市と合同で、警視庁に、これまでの経過や当該時点での警視庁の見解を踏まえた今後の方向性について、相談いたしました。また、東京都市子ども主管部長会や東京都関係区市オンライン情報交換会以外にも、会社からの報告があるたび

に、東京都や他自治体と情報交換してまいりました。

なお、連携とは、本事案の解決に向けた方向性と情報を共有することであって、各自治体で背景や事情が異なる中、返還命令の期日など、全てを同じに行うものとは考えておりません。

- 4 1つ目として、各自治体で活用する補助メニューが異なるほか、補助金の交付日が異なることから、返還の法的根拠が異なっております。2つ目として、本市におきましては、会社が過大受給したとされる額が、当初の会社からの上申書、社内調査、社外調査、最終的な会社の報告に至るまで一貫して同額であること、根拠となる新築工事見積書も他自治体より早く提出されたことがございます。3つ目として、他自治体における補助金の事務処理の誤りに関してずさんな審査との報道もございましたが、本市におきましては1で述べたとおり、補助金執行を適正に行っております。

これら2つ目、3つ目の事情から、本市におきましては、謝罪と返還の意思を含めた会社の見解が速やかに示されたものと捉えております。

- 5 1で述べたとおりでございます。

なお、議員の皆様への情報提供（その6）でお知らせしたとおり、今後新たな事実が発覚した場合や、他の自治体の状況によっては、弁護士に相談の上、相応の対応を検討することがございます。

- 6 過大受給額につきましては、新築工事見積書を基に、また、再三にわたり会社に内容照会を行い精査いたしました。市といたしましては、過大受給発覚後の偽造や改ざんはなく、返還金額に間違いはないものと捉えております。その理由につきましては、関係機関への影響、守秘義務の関係から、回答を控えさせていただきます。

- 7 会社から提出された社外調査報告書は、あくまで会社が社外調査委員会に依頼したものであり、市が直接関与できるものではございませんが、会社を通じて疑問点や改善点を確認、指摘した経過があることは、議員の皆様への情報提供（その5）のとおりでございます。また、社外調査報告書を受けた会社の見解に対しましても、数回にわたる質疑応答を行いました。

具体的には、他自治体において補助金の事務処理に誤りがあったことをもって、会社が運営する保育園の所在自治体をまとめて、その事務の脆弱性に言及されていたことに対して、本市が補助金の申請を受けるに当たっては補助対象を明示、確認しており、本市の事務に不備はないことを、会社との間で確認したものでございます。

- 8 会社の再発防止策につきましては、社外調査委員会が認定したとおり、過大受給の原因が過失または懈怠であるということに対しては、一定の効果があるものと考えております。

市の再発防止策につきましては、これまで説明しておりますとおり、市はこれまで補助金執行を適正に行っており、特に本事案では、補助金申請時に補助対象を明示し、会社との間で確認を行っていることから、引き続きこの対応を徹底してまいります。

- 9 園舎建築補助金の弾力的運用というものはございません。一部報道により委託費の弾力運用と混同される向きがございますが、園舎建築補助金も一般の補助金制度と同様に、当然に

用途が決まっており、園舎建築以外に使用できるものではないかと、園舎建築補助金の過大受給により支払われるのではないかと、委託費の弾力運用や園舎建築補助金の過大受給により支払われるのではないかと、委託費の弾力運用を認める権限は東京都にあること、退職慰労金は会社の規定や理事会等で決定されるものであること、本事案では違約加算金を含めた返還命令額が全額返還されたことから、市として述べることはございません。

10 9で述べたとおり、園舎建築補助金の弾力的運用というものはございません。委託費につきましては、前期末の支払資金残高を取り崩す場合に限り認められ、充当が可能な範囲も限定されております。また、取り崩しに当たっては、都道府県知事に対して、前期末支払資金残高の取崩し協議を行うことが必要となっております。

こだすずコスモ保育園につきましては、令和4年度に開設したため、令和5年度以降に前期末支払資金残高の取崩し協議が可能となりますが、本年10月1日現在、前期末支払資金残高の取崩しの協議はございません。

11 9で述べたとおり、園舎建築補助金の弾力的運用というものはございません。委託費における前期末支払資金残高の取崩し協議につきましては、事業者は、保育所の所在する市区町村を経由して、東京都に前期末支払資金残高の取崩し協議書を提出することになっております。

市は、事業者から前期末支払資金残高の取崩し協議書の提出があった際には、国の経理等通知の要件に合致するか確認し、送付文書を付して東京都に提出しております。

なお、こだすずコスモ保育園につきましては、10で述べたとおり、本年10月1日現在、前期末支払資金残高の取崩しの協議はございません。